

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度 (2020年度)
計画主体	上郡町

## 上郡町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名	上郡町 産業振興課
所在地	赤穂郡上郡町大持278番地
電話番号	(0791)52-1116
FAX番号	(0791)52-6015
メールアドレス	sangyo@town.kamigori.lg.jp

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。



## 目 次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
(1) 被害の現状(令和元年度実績)	1
(2) 被害の傾向	1
(3) 被害の軽減目標	2
(4) 従来講じてきた被害防止対策	2
(5) 今後の取組方針	3
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	3
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	3
(2) その他捕獲に関する取組	4
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	4
(4) 許可権限委譲事項	5
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	5
(1) 侵入防止柵の整備計画	5
(2) その他被害防止に関する取組	5
5. 対象鳥獣による住人の生命、身体または財産に係る被害が生じ、または生じるおそれがある場合の対処に関する事項	6
(1) 関係機関等の役割	6
(2) 緊急時の連絡体制	6
6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	7
7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項	7
8. 被害防止施策の実施体制に関する必要な事項	7
(1) 協議会に関する事項	7
(2) 関係機関に関する事項	7
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	8
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	8
9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	8

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ヌートリア・アライグマ・アナグマ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	上郡町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	水稻・小麦・大豆	3. 1ha/1,605千円
イノシシ	水稻・小麦・大豆	5. 1ha/3,231千円
ヌートリア	—	—
アライグマ	—	—
アナグマ	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

ニホンジカによる被害は、春期から夏期にかけて人里、民家周辺に出没し、町内各地域の水田における水稻や大豆、家庭菜園などの農作物へ多大な被害を与えている。

イノシシによる被害は、春期から秋期にかけて中心市街地を除いた町内全域にわたり、水稻の倒伏、野菜への食害などの被害を与えている。また、農作物以外にもミミズ等の捕食による農地・農業用施設等の掘り起こし被害が町内各地で発生している。

ヌートリア、アライグマについては、農作物等の被害状況は把握できていないが、山間部周辺の地域において目撃情報が寄せられており、今後、個体数の増加により被害が拡大していく可能性がある。

アナグマについては、近年、家庭菜園の果樹等を中心に被害が拡大している。また、繁殖力も強く、今後被害は増大するものと考えられる。性格も凶暴であるため、農家に精神的な苦痛をもたらすだけでなく、糞尿等による悪影響も懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
ニホンジカ	3. 1ha/1,605千円	2. 5ha/1, 284千円
イノシシ	5. 1ha/3,231千円	4. 1ha/2, 585千円
ヌートリア	—	—
アライグマ	—	—
アナグマ	—	—

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害の大きい地域を対象に兵庫県猟友会上郡支部員2班体制により、期間を延長して有害捕獲活動を実施。 また、猟期における捕獲活動についても啓発活動等により推進を図った。	年間を通じて、各捕獲班により多数の捕獲を行っており、一定の成果を挙げているものの、農業者からの捕獲を求める声は依然として高いため、継続して捕獲活動を推進していく。 また、近年は狩猟中の事故が相次ぎ、猟銃の規制が厳しくなりつつあるため、猟友会会員への負担が増していることや、従事する猟友会会員の減少や高齢化も課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	各農会、集落単位で金網防護柵の設置補助を行い推進している。	野生鳥獣の生息域が拡大しており、防護柵の設置が必要な地域に対する支援を継続していく必要がある。

(注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

兵庫県猟友会上郡支部、集落と連携し、被害状況の把握や捕獲体制の強化を図るとともに、集落単位で合理的な金網防護柵の設置と管理、修繕を行う等の被害防除対策の推進を行う。また、必要に応じて専門家と連携し、地元住民へ被害対策の情報提供や知識の普及啓発を行うことにより農作物への被害軽減を図る。

特に、猟友会は高齢化が進んでおり、今後は若手猟友会員の確保に向け、これまで以上に町HP及び広報紙等を活用しながら募集に力を入れる必要がある。また、兵庫県が三木市で整備を進める「兵庫県立総合射撃場(仮称)」において、猟銃及びわな猟による従事者の育成確保や捕獲技術の向上をすすめる。

生息環境整備として、緩衝帯(バッファゾーン)の整備や野生動物の餌場となる広葉樹林の適正な施業や広葉樹の植栽の維持管理を実施する。

東備西播定住自立圏形成推進協議会を構成する赤穂市、岡山県備前市とも連携し、被害軽減のための取組を実施する。

#### ・ニホンジカ、イノシシ

兵庫県第2種特定鳥獣管理計画(第2期ニホンジカ管理計画及び第2期イノシシ管理計画)との整合を図りながら、年間を通じて捕獲を実施し、個体数調整の強化を図る。また、防護柵の設置や維持管理等の対策を実施し、獣害に強い集落づくりを目指す。

#### ・ヌートリア

平成22年度に認定を受けた外来生物法に基づく「防除実施計画」により、地域住民と一体となった捕獲班を形成し、捕獲檻設置等による捕獲を実施する。

#### ・アライグマ

平成22年度に認定を受けた外来生物法に基づく「防除実施計画」により、地域住民と一体となった捕獲班を形成し、捕獲檻設置等による捕獲を実施する。

#### ・アナグマ

近年、家庭菜園を中心に被害が拡大しているため、有害捕獲を実施するとともに、各農家と連携を取りながら農作物被害の減少につなげる。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

ニホンジカ、イノシシに対しては既存の兵庫県猟友会上郡支部(2班体制)の捕獲活動を今後も継続して行う。

また、捕獲檻を貸し出し、捕獲体制を充実させることにより、捕獲活動を強化する。

アライグマ、ヌートリアやアナグマに対しては小型捕獲檻(保有数15基)の被害地区への貸し出しをおこない、捕獲を推進する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	ニホンジカ イノシシ	狩猟免許の新規取得促進、捕獲従事者の確保・育成支援を推進。 捕獲檻の導入。
	ヌートリア アライグマ アナグマ	被害地区への捕獲檻設置等による捕獲活動の推進。 捕獲のための情報提供、知識の普及啓発。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンジカについては、被害面積、捕獲数について年度よっての増減があるが、人里への出没や夜間に群れを目撃するなど、生息数の減少には至っていないと推測される。兵庫県のニホンジカ管理計画を目標に捕獲を行っていく必要がある。
イノシシについては、シカほどの個体数ではないと推測されるが繁殖力が強いいため、今後急激に増加する危険性もあるため、兵庫県のイノシシ管理計画を参考に捕獲を行っていく必要がある。
ヌートリア・アライグマは、全頭駆除を目標とした捕獲を行う。
アナグマは、目撃情報が多く、農作物被害も発生しており、生息域が拡大していると思われる。
個体数削減のため、引き続き有害捕獲を行い、被害減少につなげる。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ニホンジカ	1,070 頭	1,070 頭	1,070 頭	ニホンジカ管理計画目標
イノシシ	170 頭	170 頭	170 頭	過去3カ年実績平均
ヌートリア	可能な限り捕獲			
アライグマ	可能な限り捕獲			
アナグマ	必要最小頭数			

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンジカ・イノシシについては狩猟期間を除き、銃器と檻・わなの設置による有害鳥獣の捕獲を上郡町全域で実施する。
ヌートリア・アライグマ・アナグマについては年間を通して檻による捕獲を上郡町全域で実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入

- する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上郡町内全域	アナグマ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニホンジカ イノシシ	金網柵 2,000m 東備西播定住自立圏事業 町単独事業	金網柵 2,000m 東備西播定住自立圏事業 町単独事業	金網柵 2,000m 東備西播定住自立圏事業 町単独事業

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～令和5年度	ニホンジカ イノシシ	金網防護柵の点検管理、修繕 地域住民による集落環境の整備・誘引要素の排除 猟友会との連携強化 地域住民への情報提供・知識の普及啓発
令和3年度 ～令和5年度	ヌートリア アライグマ	地域住民による集落環境の整備・誘引要素の排除 猟友会との連携強化 地域住民への情報提供・知識の普及啓発
令和3年度 ～令和5年度	アナグマ	地域住民による集落環境の整備・誘引要素の排除 猟友会との連携強化 地域住民への情報提供・知識の普及啓発

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

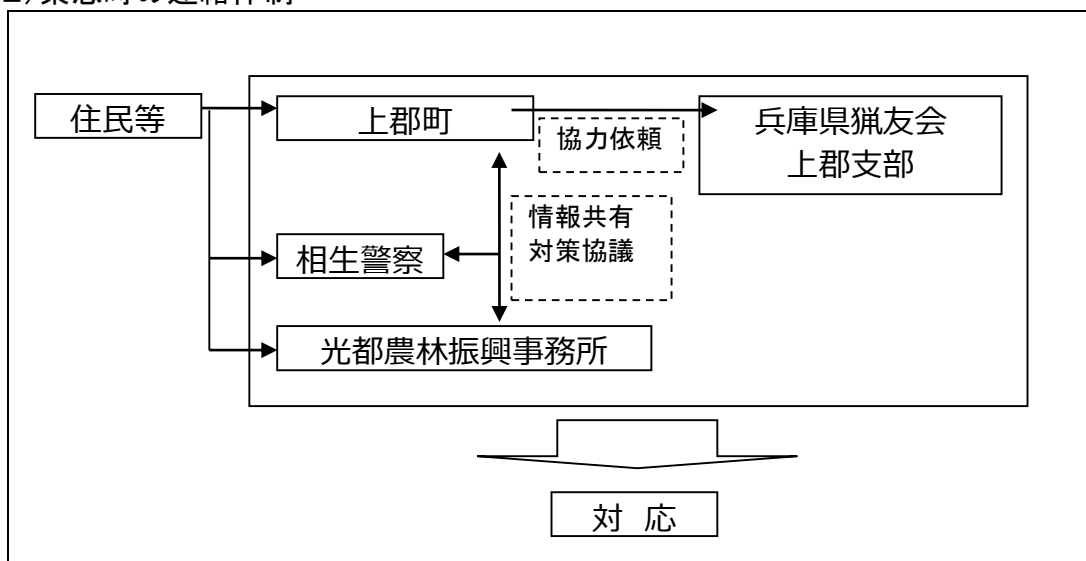
関係機関等の名称	役割
上郡町産業振興課	捕獲許可証の交付 捕獲業務の指導・支援 被害防除技術や対策の普及・啓発 地元住民との調整・周知・被害防止推進



	対策協議会の設置 緊急時対応マニュアル
兵庫県猟友会上郡支部	捕獲活動の実施 対策協議への参加
西播磨県民局 光都農林振興事務所	捕獲業務の指導・支援 被害防除技術や対策の普及・啓発 対策協議への参加
兵庫県相生警察署 上郡町教育委員会	住民の安全確保 対策協議への参加
自治会 農会	被害情報の収集・提供 地元住民との調整・周知及び被害防止対策の推進

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

回収した死鳥獣のほか、シカを主とする傷病獣等については、殺処分を経た後、にしはりまクリーンセンターにて焼却処分する。

有害捕獲、狩猟捕獲した対象鳥獣については、捕獲者において埋設処理または自己消費することを原則とし、今後は、イノシシ、シカ肉の利活用の普及啓発を進めるものとする。

アライグマ・ヌートリア・アナグマについては、殺処分後、にしはりまクリーンセンターにおいて焼却処分する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在、兵庫県猟友会上郡支部の班員がシカ等を捕獲した後、自家用ドックフード等に活用している。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。  
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上郡町鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上郡町産業振興課	事務局、関係機関の連絡調整 捕獲許可証の交付、捕獲業務の指導・支援 被害防除技術や対策の普及・啓発 地元住民との調整・周知・被害防止推進
上郡町農業委員会 はりま西森林組合 各自治会・農会	被害情報の収集・整理 地元住民との調整・周知・被害防止推進
兵庫県猟友会上郡支部	有害鳥獣捕獲活動の実施
西播磨県民局 光都農林振興事務所 (森林動物指導員)	県研究機関との技術支援の調整 捕獲許可証の交付、捕獲業務の指導・支援 被害防除技術や対策の普及・啓発 野生動物育成林整備等の森林整備指導生息地 (森林)管理手法の検討・支援
県森林動物研究センター	野生動物に関する調査研究、被害防除の指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

兵庫県猟友会上郡支部と実施隊との役割の違いを明確にした上で、実施体設置に向け調整を進める。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種施策を活用し、広範囲での被害防止を促し、集落全体での取り組みを進めていく。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

上郡町森林整備計画において、シカを対象鳥獣とした鳥獣害防止森林区域を設定するとともに被害防止の方法を定め、広域かつ効果的な森林被害対策を行う。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。